

○「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」（令和5年7月31日医政発0731第2号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 制度の内容</p> <p>I 医療法人による報告について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療法人が報告する事項について (法第69条の2第2項関係)</p> <p>1により医療法人に報告を求める経営情報等は、別紙に掲げる事項とし、医療法人は、毎会計年度の決算後に作成する損益計算書等を踏まえ、経営情報等を次のとおり区分し、それぞれの様式により都道府県知事に報告するものとする。</p> <p>① 病院に係る報告事項 様式1</p> <p>② 診療所に係る報告事項 様式2</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 医療法人が報告する方法について (法第69条の2第2項関係)</p> <p>医療法人から都道府県知事への報告は、次の方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>① 医療法人が<u>医療法人経営情報データベースシステム (以下「MCDB」という。)</u> から2の様式をダウンロードし、これに記入した上で、<u>MCDB</u> にアップロードすることにより報告する方法</p> <p>② <u>医療法人がMCDBにおいて、Web画面上の様式に直接情報を入力することで報告する方法</u></p> <p>③ <u>①又は②の方法による提出が難しい場合については、医療法人が法第51条第1項に規定する事業報告書等 (以下「事業報告書等」という。) の届</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 制度の内容</p> <p>I 医療法人による報告について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療法人が報告する事項について (法第69条の2第2項関係)</p> <p>1により医療法人に報告を求める経営情報等は、別紙に掲げる事項とし、医療法人は、毎会計年度の決算後に作成する損益計算書等を踏まえ、経営情報等を次のとおり区分し、それぞれの様式により都道府県知事に報告するものとする。</p> <p>① 病院に係る報告事項 様式1</p> <p>② 診療所に係る報告事項 様式2</p> <p><u>なお、経過措置として、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に終了する会計年度に係る報告については、上記に代えて次の様式により報告することとして差し支えないこととする。</u></p> <p>③ <u>病院に係る報告事項 様式1-2</u></p> <p>④ <u>診療所に係る報告事項 様式2-2</u></p> <p>3 医療法人が報告する方法について (法第69条の2第2項関係)</p> <p>医療法人から都道府県知事への報告は、次の方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>① 医療法人が<u>医療機関等情報支援システム (以下「G-MIS」という。)</u> から2の様式をダウンロードし、これに記入した上で、<u>G-MIS</u> にアップロードすることにより報告する方法</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② <u>①の方法による提出が難しい場合については、医療法人が法第51条第1項に規定する事業報告書等 (以下「事業報告書等」という。) の届出と併</u></p>

出と併せて、2の様式を郵送等により書面で提出をする方法
なお、MCDBから様式をダウンロードする手順、様式をアップロードする手順及びWeb画面上の様式に直接情報を入力する手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用、都道府県用）を参照されたいこと。

4（略）

II 都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供について

1～2（略）

3 都道府県知事による情報の提供方法（法第69条の2第4項、第5項関係）
都道府県知事は、区域内に主たる事務所を有する医療法人から報告された経営情報等について、次の方法のいずれかにより厚生労働大臣に提供することとする。

ア MCDB

医療法人がMCDBへのアップロード又はWeb画面上の様式への情報入力により報告を行った場合には、都道府県知事がこれを受理したことをもって厚生労働大臣に提供したものとみなすこと。

イ（略）

III～IV（略）

せて、2の様式を郵送等により書面で提出をする方法
なお、G-MISから様式をダウンロードする手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用、自治体用）を参照されたいこと。

4（略）

II 都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供について

1～2（略）

3 都道府県知事による情報の提供方法（法第69条の2第4項、第5項関係）
都道府県知事は、区域内に主たる事務所を有する医療法人から報告された経営情報等について、次の方法のいずれかにより厚生労働大臣に提供することとする。

ア G-MIS

医療法人がG-MISへのアップロードにより報告を行った場合には、都道府県知事がこれを受理したことをもって厚生労働大臣に提供したものとみなすこと。

イ（略）

III～IV（略）